

重 要 事 項 説 明 書

この重要事項説明書には、当施設に入所するに当たって重要な記入がありますので、内容に同意して頂いた後も大切に保管しておいて下さい。

サービスを提供する事業所

事業者名 医療法人緑風会
代表者氏名 理事長 長尾 正嗣
事業所名称 介護老人保健施設なごみ
管理者氏名 会 長 長尾 邦雄
事業所所在地 呉市阿賀北1丁目14-15
連絡先 TEL : (0823) 74-7531
FAX : (0823) 74-7533

職員体制 (令和6年4月1日現在)

管理者・医 師 (施設長) 長尾 邦雄

医 師 金久 禎秀

以下従業者 薬剤師 1名 (非常勤専従 1名)
管理栄養士 1名 (常勤専従 1名)
看護職員 6名 (常勤専従 5名 非常勤専従 1名)
介護職員 11名 (常勤専従 6名 非常勤専従 4名
常勤兼務 1名)
支援相談員 1名 (常勤専従 1名)
介護支援専門員 1名 (常勤兼務 1名)
作業療法士 1名 (常勤専従 1名)
理学療法士 1名 (非常勤専従 1名)
事務職員 1名 (常勤専従 1名)

入所者の定員 36名

入所者に対する指定介護老人保健施設サービスの内容

入所者に対して行う指定介護老人保健施設サービスの内容は以下の通り

- (1) ケアプランの立案(入所3ヶ月後又は随時見直し)
- (2) 食事 (栄養管理)
- (3) 入浴
- (4) 療養上の管理・看護
- (5) 介護
- (6) 機能訓練
- (7) 相談援助
- (8) 行政手続代行

(9) その他

利用料その他の費用の額

施設使用料 厚生労働大臣の定める基準によります。

○介護老人保健施設サービス費（施設サービス費の1割又は2割）

<多床室>

要介護度	1割負担		2割負担	
	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり
1	793円	23,790円	1,586円	47,580円
2	843円	25,290円	1,686円	50,580円
3	908円	27,240円	1,816円	54,480円
4	961円	28,830円	1,922円	57,660円
5	1,012円	30,360円	2,024円	60,720円

<従来型個室>

要介護度	1割負担		2割負担	
	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり
1	717円	21,510円	1,434円	43,020円
2	763円	22,890円	1,526円	45,780円
3	828円	24,840円	1,656円	49,680円
4	883円	26,490円	1,766円	52,980円
5	932円	27,960円	1,864円	55,920円

○居住費

・多床室

1日 377円(30日あたり 11,310円) ※減額の制度があります

・従来型個室

1日 1,668円(30日あたり 50,040円) ※減額の制度があります。

○食事代

1日 1,445円(朝 219円 昼 613円 夜 613円)※減額の制度があります。

○その他の負担

- ・ご利用者又はご家族の希望により、個人で使用する日用品類を外部業者・株式会社アメニティに依頼した場合 実費
- ・その他の日用品費(入所者の希望による個人のもの) 実費
- ・おやつ代(希望者) 100円/日
- ・インフルエンザ予防接種料に係る費用(希望者) 実費
(負担限度額ある方無料)
- ・理美容代(希望者) 実費
- ・電気代(1点) 53円/日

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ・アルバム代 | 100円 |
| ・TVカード | 1,000円/枚
(1枚あたり20時間) |
| ・文書料(内税) | 5,500円/通 |
| ・教養娯楽費 | 50~100円/日
(思い出作り50円+活動参加50円) |
| ・通信費(郵便代) | 実費 |
| ・領収書の再発行 | 1ヶ月分 200円 |
- 加 算
その他、加算サービスについては別紙に定める。
- 前項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はご家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印をして頂きます。

施設の利用に当たっての留意事項

- 運営規程、及び重要事項をご利用者に説明し、その遵守に努めて頂きます。
当施設利用に関して、不満がある場合は、苦情を申し立てることが出来る旨説明をし、適切なサービスを受けられるように致します。
- 事業者は、利用者の身体機能に応じた要介護認定の区分変更を、利用者に代わって行う場合があります。

守秘義務及び個人情報の保護

- サービスを提供する上で知りえた、ご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく医療法人緑風会以外に漏らしたりしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。但し、入院、施設入所、在宅ケア等、治療上又は居宅介護支援に必要な情報を紹介状、介護情報提供書等により情報を共有することがあります。
- 当施設は医療法人緑風会の施設となります。当法人内においては、サービスの質の向上、情報伝達の効率化を目的として、記録等を電子カルテにて管理し、当法人内での情報の共有化を図っております。よって、当法人内では職員による記録の閲覧が可能な状態にあることをご了承下さい。但し、医療法人緑風会職員でも必要時以外は閲覧しません。

苦情対応について

- 提供したサービスに関するご利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けします。また、担当者不在及び時間外の苦情を受け付けるためにご意見投書箱を設置します。

〈介護老人保健施設なごみ〉

所在地：呉市阿賀北1丁目14-15

電話番号：(0823) 74-7531

受付時間：9時00分～17時00分

担当者：支援相談員

○ 行政機関、その他苦情受付機関（介護保険課 国保連）

〈呉市役所介護保険課〉

所在地：呉市中央4丁目1番6号 呉市役所1階

電話番号：(0823) 25-3149

受付時間：8時30分～17時15分

土・日・祝・年末年始は休み

〈国民健康保険団体連合会〉

所在地：広島市中区東白島町19-49 国保会館

電話番号：(082) 554-0770

受付時間：8時30分～17時30分

緊急を要する事項について

- ご利用者について緊急を要する場合（生命に関わる事態等）については、当施設の判断で、協力医療機関等へ移送する場合があります。
- 入所利用中にご利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、ご利用者及び扶養者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

予測される危険性

- 入所中に予測される危険性として、以下のものがあります。入所中起きた不慮の事故については、予防に万全を尽くしますが、予防しきれない場合がありますのでご了承下さい。
- 不測の事態による転倒、外傷、骨折、誤嚥などの事故。
- 突然の病状悪化や当施設での対処不能な疾病の発生とそれによる入院措置および死亡、褥瘡、突然死など。

事故発生時の対応

- 当施設のご利用者に対して事故が発生した場合は、その内容に応じて必要な措置を講ずるとともに、市町村、ご利用者のご家族に連絡を行います。
- 事故発生の防止のための委員会、及び従業者に対する定期的な研修を実施します。

非常災害対策

- 当施設は、消防計画の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。

行動制限について

- 当施設は、身体拘束廃止の取り組みをしていますが、自傷他害の恐れがある等緊急止むを得ない場合は、施設管理責任者又は施設長の判断にて、身体拘束その他、ご利用者の行動を制限する処置をとる場合があります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際のご利用者の心身の状態、緊急止むを得なかった理由を診療録に記載する事とします。拘束等、行動制限をする場合、当施設は速やかにご利用者、ご家族に対

し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

○身体拘束の適正化を図るため、身体拘束の適正化のための指針を整備し、身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を開催します。委員会の検討結果は介護職員、その他の従業者に周知徹底を図り、研修を定期的実施します。

虐待防止について

○ 利用者の人権擁護、虐待の発生と再発を防ぐため、担当者を設置し虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催します。その結果について従業者に周知徹底を図ります。

業務継続計画について

○ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施、また非常時体制において早期の業務再開を図る為に業務継続計画を策定します。業務計画継続計画について従業者に周知を図り、必要な研修と訓練を定期的に行います。

職員研修

○ 当施設は、従業者の質的向上を図るために、次のような研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 採用時研修 | 採用後 1 ヶ月以内 |
| (2) 継続研修 | 一回/1 ヶ月程度 |
| (3) その他の研修 | |